

産業廃棄物処理施設
安定型最終処分場

維持管理計画

— 目 次 —

維持管理に及び災害に関する計画書	5- 1
1. 維持管理に関する計画	5- 2
2. 維持管理マニュアル	5-10
3. 埋立終了後の管理計画及び跡地利用計画	5-13

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	廃棄物運搬車両の運転手からマニフェストの提示を受け、内容物に違いがないか目視確認する。(詳細は次頁維持管理計画書のとおり)		
	施設作業時の維持管理方法	各施設の点検を行い、破損が認められた場合は、直ちに修復を行う。 浸透水及び周縁地下水の水質検査の実施。 異常があった時は、当社より登別市と胆振支庁等関連機関に連絡する。 ※維持管理基準に即した内容とする。		
	施設整備・点検の頻度	堰堤の点検(日1回)、立札の点検(適宜点検)、 周縁地下水の水質検査(年1回)、埋立完了から閉鎖までの期間も同じように行う。また、異常事態発生の場合直ちにすべての施設の臨時点検を行い、当社より登別市と胆振支庁等関連機関に連絡する。		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録保存する。 展開検査の結果を記録、保存する。搬入した安定型産業廃棄物の種類及び数量を、記録し保存する。周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。上記において作成したファイルは、当社の閲覧場所に処分場廃止まで保存し環境利用者以外にも閲覧を希望する方に閲覧できるようにしておく。 閲覧時間は8時～17時とする。			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん (g/Nm ³)			/
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)			
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)			
	塩化水素 (mg/Nm ³)			
	ダイオキシン類 (ng/Nm ³ ・TEQ)			
放流水の水質	pH			
	生物化学酸素要求量 (mg/l)			
	化学的酸素要求量 (mg/l)			
	浮遊物質 (mg/l)			
	1ℓ水中抽出物含有量 (鉱油) (mg/l)			
	1ℓ水中抽出物含有量 (動植物性油) (mg/l)			

1. 維持管理に関する計画

1) 施設の点検、記録の作成及び保存

施設の点検は、定期点検（P5-10）を行うものとし、地震及び大雨等の異常事態発生の場合、直後に臨時点検を行うものとする。また、点検結果については、記録し保存する。

2) 処分した安定型産業廃物の種類及び数量の記録

処分した安定型産業廃物の種類及び数量を廃掃法施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物の種類ごとにとりまとめ記録、保存する。保存ファイルは、環境利害者以外にも閲覧できるように、既設事務所の閲覧場所に処分場廃止まで保存する。

3) 記録と閲覧について

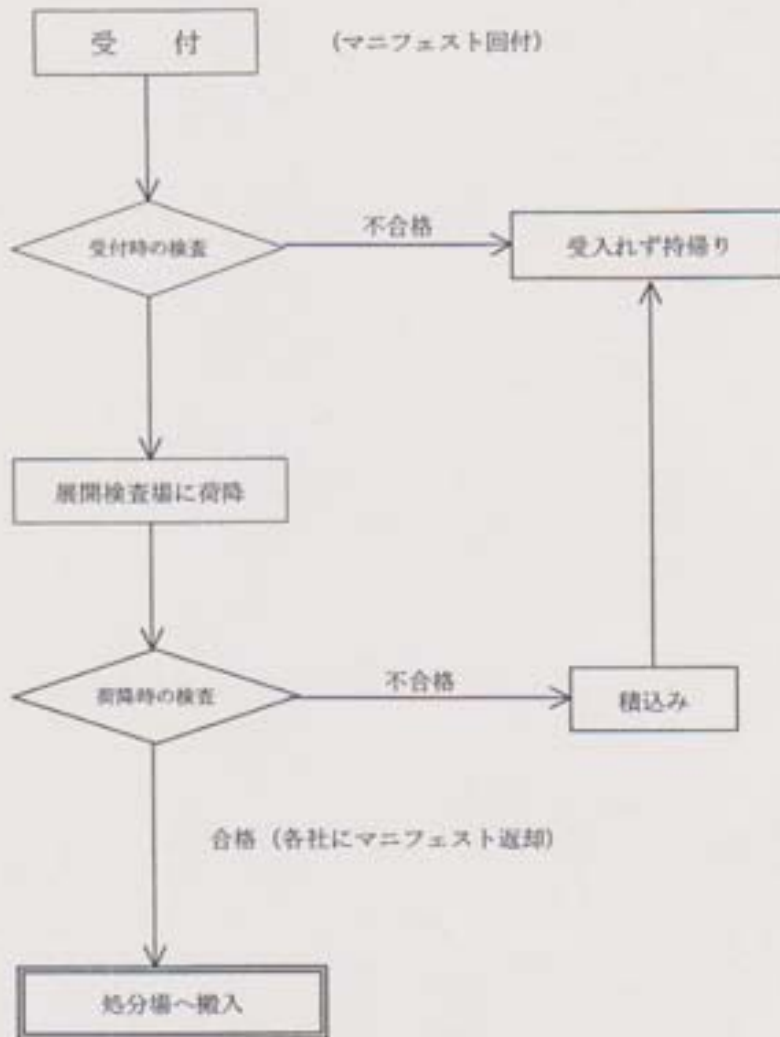
記録については以下の項目を記載する。

- ・展開検査の各月毎の実施回数
- ・水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所
- ・水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日
- ・水質検査の結果の得られた年月日
- ・水質検査の結果
- ・擁壁等の点検を行った年月日及びその結果
- ・擁壁等の点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ・最終処分場周縁地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び措置の内容。
- ・浸透水の水質検査に結果、基準に適合していない場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び措置の内容。
- ・展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日。

また、記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き閲覧に供し、閲覧の求めがあった場合 には、正当な理由なしに閲覧を拒まない。

3) 展開検査

(1) 展開検査の実施フロー



(2) 展開検査実施についての詳細

① 受付

処分場の既設管理事務所にて、トラックスケールでの計量を行ってから埋立地へ向かう。

② 受付による検査

搬入業者からの廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順どおり廃棄物受入について適切に検査を行う。

a) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)と受入品目との照合検査

搬入者が持参した産業廃棄物管理票(マニフェスト)と受入品目の内容を照合して、受入品目に記載されていない品目があれば受入を許可しない。

b) 受付による検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、検査員が展開検査記録票(P5-6 参照)に結果及び廃棄物の量を記載する。

③ 展開検査場での検査

廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号ロの規定のに基づき、安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止するため、以下の手順のとおり適切に検査を行う。

また、展開検査場での検査は、搬入車両ごとに行い、すべての検査が終了するまで、次の搬入車両の検査については受付検査までとして、荷降による目視検査以降の作業は行わない。

a) 積載内容物の目視検査

受付の検査との結果が適切であっても、積載内容物を実際に目視確認する。

目視確認は、車両荷台のシート等遮蔽物を取り除き、スコップあるいは熊手等を用いて内部の確認をする。受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

b) 荷降による目視検査

検査場での荷降後、受付検査により目視検査で把握困難な荷台内部のゴミの内容物を適切に検査して、当社の受入品目に基づき、受入品目に記載されていない品目があれば、受入を許可しない。

c) 受入品目外の対応

受入品目外の対応については、検査の終了後、責任をもって荷降した廃棄物を積み

して搬入者に引取ってもらう。

また、受入品目外の廃棄物に関しても、展開記録票の該当欄に内容を記載して保管する。

d) 検査結果

以上の結果より、廃棄物受入について適当と認められれば、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を各社に返却し、検査員が展開記録票に検印をして、ブルドーザー等により処分場へ搬入する。

展開記録票については責任をもって当社で保管する。

④ 破砕施設

受け入れした廃棄物の中で破砕のされていない物については、当社の破砕機により処理をした後埋立を行う。

a) 破砕品目

ゴムくず、廃プラスチック類・・・・・・・・・・15cm以下

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類・・・状況に応じて

展開検査記録票

マニフェスト番号

記録項目	内 容				
搬入年月日	年 月 日 時 分				
排出者名					
車両番号					
運転者名					
廃棄物の種類	廃プラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	がれき類
廃棄物の量	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
安定型産業廃棄物 以外の廃棄物					
種類	木くず	紙くず	繊維くず		
数量	kg・l	kg・l	kg・l	kg・l	kg・l
措置方法					
記入者名					

写 真

--

5) 周縁地下水の水質測定

安定型最終処分施設周縁の地下水を観測井から採取し、水質検査を実施する。水質分析項目は、P5-9に示す地下水等検査項目とし、使用開始前に1回行い、供用開始後は年1回測定して記録する。地下水の水質の変動が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化が認められた場合（埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査を比較して、地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合。）、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上必要な措置を講じます。

6) 浸透水採取口

採取される浸透水に廃棄物の層を通過した雨水等以外のものが混入するおそれがあるので、これを防止するため採取口への蓋を設置する。

7) 浸透水の水質測定

測定項目及び測定頻度については、P5-9に示す地下水等分析項目を年に1回、BODを月に1回測定して記録する。浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等の生活環境保全上の必要な措置を講じます。また、埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回以上BODの検査を行なう。

8) 開口部閉鎖

埋立処分が終了した場合や、埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、その開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、その層厚はおおむね100cmの厚さとなるよう致します。

9) その他の維持管理

(1) 搬入方法

搬入に際しては、必要に応じて、車輛荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散しないよう運搬します。

(2) 搬入規制

埋立作業が悪天候等、困難と予測される場合には予め常駐管理者に連絡して作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行います。

(3) 常駐者管理

最終処分施設及び施設周辺付帯施設を含め、維持管理を徹底致します。既設事務所を使用し常駐1名以上を配置し、整理、整頓、清掃、清潔に徹底します。

(4) 作業時間の限定

作業時間は、8時～17時とする。

(5) 粉塵対策

乾燥等により、ほこりが飛ぶおそれが発生した場合、地下水を散水します。

(6) 悪臭発生防止対策

必要に応じて脱臭剤の散布や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止致します。

(7) 害虫等発生防止対策

衛生害虫が発生した場合には、殺虫剤等による駆除又は覆土を行います。

地下水等検査項目

測定項目	基準値	測定頻度	
		年1回以上	備考
アルキル水銀	検出されないこと	○	
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	○	
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	○	
鉛	0.01 mg/ℓ以下	○	
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	○	
砒素	0.01 mg/ℓ以下	○	
全シアン	検出されないこと	○	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	○	
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	○	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	○	
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	○	
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	○	
一、二-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	○	
一、一-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	○	
シス-一、二-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	○	
一、一、一-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	○	
一、一、二-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	○	
一、三-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	○	
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	○	
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	○	
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	○	
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	○	
セレン	0.01 mg/ℓ以下	○	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	○	
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	○	
ほう素	1mg/ℓ以下	○	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下	○	※1
電気伝導率及び塩化物イオン濃度	※2	月1回	

※1 ダイオキシン類は埋立開始後2年間のみ検査を行う。

※2 電気伝導率及び塩化物イオン濃度が埋立開始前と比較して、明らかに上昇するなど異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目の測定を行うこと。

浸透水測定項目と測定頻度

BOD	20mg/ℓ以下	月1回
-----	----------	-----

2. 維持管理マニュアル

1) 廃棄物の受け入れ

(1) 搬入

必要に応じ、車輛荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散しないように運搬する。

(2) 計量及び容積の測定

現地のトラックスケールにて入構時と出構時に、廃棄物搬入車輛の重量を測定し、記録する。

(3) 受け入れ時の検査

・搬入車輛の廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しているおそれがないか、車上からの目視やマニフェスト伝票での確認をする。

・目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入又は付着していたことが判明した場合は受け入れず持ち帰ってもらう。

(4) 受け入れの中止

悪天候等で埋立作業が困難と予測される場合には、予め常駐管理者に連絡を行い作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行う。

(5) 退出時

車輛退出時に車体やタイヤ等に土砂や廃棄物が付着して汚れている場合は、洗車設備にて洗車してから退出する。

2) 展開検査

展開検査場所にて搬入車輛から一旦、廃棄物を降ろし、目視により安定型産業廃棄物以外の混入及び付着物を確認する。

3) 埋立方法

重機にて廃棄物の埋立を行う。必要によっては覆土を行う。

4) 施設の点検

当処分場の点検について下記に示す。

	施設の種類	回数	内 容	点検方法	措 置
日 常 点 検	土堰堤	1回/日	• 土堰堤の損壊	• 堰堤の亀裂発生監視	• 堰堤の修復
	場内道路・展開場	1回/日	• 路盤の変形	• 巡回による監視	• 設備の修復
	門扉	1回/日	• 門扉の損壊 • 施錠の確認	• 巡回による監視	• 設備の修復
	侵入防止柵	1回/日	• 柵の損壊 • 飛散物の付着	• 巡回による監視	• 設備の修復
	立札	1回/日	• 立札の損壊 • 表示の有無	• 巡回による監視	• 設備の修復
定 期 点 検	モニタリング井戸	1回/月	• 井戸の損壊 • 井戸の目づまり	• 破損の監視 • 設備の詰まりの監視	• 補強及び再設置 • 異常物の除去
	浸透水採取設備 (モニタリング井戸、浸透水集水管)	1回/月	• 井戸の損壊 • 井戸の目づまり • 管渠、フィルタ ー材の損壊	• 破損の監視 • 設備の詰まりの監視	• 補強及び再設置 • 異常物の除去

また、地震及び大雨等の異常事態の発生の場合、直後に臨時点検を行う。

5) 浸透水及び地下水の検査

(1) 浸透水の水質測定

測定項目及び測定頻度については、P5-9に示す地下水等検査項目を年1回、BODを月に1回測定し記録する。浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、その原因の調査を行い、基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去等の生活環境保全上の必要な措置を講じるものとする。

(2) 地下水の水質測定

周縁の地下水を観測井から採取し、水質検査を実施する。水質分析項目は、P5-9に示す地下水等検査項目とし、年1回測定し、記録する。ダイオキシン類は埋立開始後2年間は測定して記録する。地下水の水質の変動が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化がみられた場合、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上必要な措置を講じる。

6) 悪臭、衛生害虫等の防止方法

必要に応じて脱臭剤や覆土を適宜に行い、悪臭の発生を防止する。また衛生害虫が発生した場合には、殺虫剤等による駆除または覆土を行う。

7) 災害発生防止方法

消火器を管理事務所に設置する。また地震、大雨等の災害発生に即時対応できるよう、緊急連絡体制に基づき対処する。

8) 維持管理状況の記録及び閲覧方法

- (1) 各施設の点検、点検結果及び措置内容を記録保存する。
- (2) 展開検査の結果を記録、保存する。
- (3) 搬入した安定型産業廃棄物の種類及び数量を、記録し保存する。
- (4) 浸透水及び周縁地下水の水質測定結果を記録し保存する。記録内容は下記のとおりとする。

- ① 地下水、浸透水を採取した場所。
- ② 地下水、浸透水の採取した年月日。
- ③ 地下水、浸透水の結果を得られた日。
- ④ 地下水、浸透水の水質検査結果。
- ⑤ 地下水、浸透水の分析値に異常が生じた際の措置を講じた日。
- ⑥ 地下水、浸透水の分析値に異常が生じた際の措置の内容。

措置の内容は以下のとおりとする。

- ・廃棄物の搬入及び埋立処分を中止する。
- ・水質基準に不適合となった原因の調査を行う。
- ・水質基準に不適合となったことを胆振支庁（環境生活課）に連絡する。
- ・原因調査の結果、水質基準に適合しない原因となった廃棄物の撤去を行う。

- (5) 上記において作成したファイルは、当社の閲覧場所に処分場廃止まで保存する。

9) その他

- (1) 埋立地の周囲に設けられる囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止することができるよう鉄線にて処分場全体を囲う。
- (2) 立札は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は必要書類等を胆振支庁に提出し速やかに書換える。

3. 埋立終了後の管理計画及び跡地利用計画

- 1) 埋立終了後、層厚が概ね 100cm を最終覆土し、開口部を閉鎖することにより下記の事項を厳守する。
 - ・ 最終処分場の外に悪臭を出さない。
 - ・ 火災の発生を防止する。
 - ・ ねずみの生息、その他の害虫を発生させない。

- 2) ガスが発生しないことを 2 年以上管理し、下記の事項を厳守する。
 - (1) ガス発生量に係る測定の結果には、埋立処分終了後に実施されたものが含まれている必要がある。
 - (2) 埋立地からのガス発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
 - (3) 流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法によるほか、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法を用いる。
 - (4) 熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合には防爆型の計器を使用する。
 - (5) 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として三ヶ月に一回以上行う。

- 3) 埋立地内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になってないか確認し、下記の事項を厳守する。
 - (1) 廃止の確認の申請直前の埋立地内部の温度状態について確認する。
 - (2) 埋立地内部と周辺の地中の温度の差が 20℃未満であることを確認する。
 - (3) 周辺の地中温度は実施で測定する値か、既存の測定値を活用する。
 - (4) 地中温度は熱伝対式等の温度計を使う。
 - (5) 地表より鉛直方向に 1 m 間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較する。

- 4) 土堰堤及び雨水等排水設備等が構造基準に適合していることを確認する。

5) 浸透水及び地下水の水質が以下の要件を満足しているか水質試験により確認する。

- (1) BOD (浸透水) : 20mg/L以下(検査1回/3ヶ月)
- (2) 地下水等検査項目(地下水) : 基準に適合していること(検査年1回)

6) 最終覆土後、緑化(白樺植林を予定)する。